

(平成24年3月14日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認東京地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	34 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	27 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	36 件
国民年金関係	23 件
厚生年金関係	13 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から同年 9 月まで

私は、昭和 60 年 8 月頃に市役所で国民年金の加入手続を行い、送付された国民年金保険料の納付書を父に渡し、申立期間を含む 59 年 4 月から 61 年 3 月までの保険料を納付してもらったと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 6 か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 60 年 8 月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間の保険料は過年度納付することが可能であり、申立期間直後の 59 年 10 月から 60 年 3 月までの期間の保険料は過年度納付され、その後の同年 4 月から第 3 号被保険者となる前の 61 年 3 月までの期間の保険料も全て納付されていることがオンライン記録で確認できるほか、申立人の保険料を納付したとする申立人の父親は自身の申立期間を含む国民年金加入期間の保険料を全て納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から同年11月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から同年11月まで

私の実家は自営業であり、母が国民健康保険の徴収員をしていたこともあって、国民年金に関心があった。私は、20歳になった後、母の勧めでA市役所において国民年金の加入手続きを行い、学生で無収入だったため、国民年金保険料の免除申請を行った。その後、平成4年4月にB市に引っ越したので、同市のC区役所で住民票の異動手続きと共に申立期間の保険料の免除申請を行った。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の戸籍の附票によると、申立人が平成4年4月12日にA市からB市C区へ住所を異動していることが確認できる。また、国民年金の住所変更手続きについても、申立人が所持する国民年金の年金手帳の住所変更欄には、同年同月同日にA市からB市C区への住所変更の記載があり、「C区」の印が押してある上、B市の申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、「異動年月日」として同年同月20日と記載されていることから、申立人が申立期間の始期である同年同月に同住所変更手続きを行ったことが確認できる。これらのことを踏まえると、申立人の主張に一定の整合性が認められる。

また、申立人は、「母の勧めで平成3年にA市役所において、自分で国民年金の加入手続きと国民年金保険料の免除申請を行った。」と述べており、オンライン記録によると、申立期間直前の3年4月から4年3月までの期間に係る免除申請日は、3年5月18日と記録され、当該期間が申請免除と記録されていることが確認できる。さらに、申立人は、「保険料の免除申請は毎年行わなければならないことは、申立期間当時知っていた。」と述べており、申立人に国民年金への加入及び申請免除の手続きを勧めた母親は、「私は、国民健康保険の徴収員をやっていたこともあり、

免除について、毎年申請しなければならないことを知っていました。」と述べている。これらのことから、前述の国民年金の加入手続における母親の勧めと同様に、申立人は毎年免除申請を行った可能性も否定できない。

加えて、申立人は、「平成2年4月から4年11月までは専門学校に在学していた。専門学校に通っていた時は、短期間のアルバイトをしていた時はあったが、在学中に収入面での変化はなく、経済的に良かったとは言えない。」と述べており、また、申立期間当時、申立人が通っていた専門学校は、「申立人は、2年4月から4年11月まで在学していた。」と回答している。

以上のことを踏まえると、申立人の申立内容に不自然さは見られず、申立人が申立期間に係る免除申請を行っていたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年7月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から同年6月まで  
② 昭和49年10月から55年3月まで  
③ 昭和61年4月から同年9月まで  
④ 昭和61年11月から62年3月まで  
⑤ 平成元年3月  
⑥ 平成元年9月  
⑦ 平成元年12月及び2年1月  
⑧ 平成2年3月  
⑨ 平成2年7月及び同年8月  
⑩ 平成2年10月  
⑪ 平成3年3月  
⑫ 平成4年2月  
⑬ 平成4年6月  
⑭ 平成4年11月から5年1月まで  
⑮ 平成5年4月  
⑯ 平成5年7月から同年9月まで  
⑰ 平成5年12月から6年3月まで  
⑱ 平成6年8月から同年10月まで  
⑲ 平成6年12月から7年3月まで

私は、結婚後、いつ頃だったかは定かではないが夫婦一緒に国民年金に加入して以来、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してきた。夫婦共に未納になっている期間も含めて申立期間の保険料は全て納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②のうち、昭和53年7月から54年3月までの期間については、申立人の夫に係る還付整理簿によると、当該期間に係る申立人の夫の国民年金保険料は、「重複納付」であることを理由に、55年12月17日を還付決定日として還付されていることが確認できる。

しかしながら、近接した時期において、同一人に対して同一期間に係る複数の納付書が発行されることは考え難く、申立人は、「当該期間に係る夫の保険料について、還付請求をした覚えはない。」と述べている。

また、申立人は、自身が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと主張しており、国民年金手帳払出一覧表等によると、申立人夫婦の手帳記号番号は連番で払い出されている上、当該期間を除く昭和53年度から申立期間の終期である平成6年度までの期間における夫婦の保険料の納付記録は、ほとんどの期間で一致していることが確認できる。

さらに、申立人は、昭和55年4月から61年3月までの期間が夫婦共に申請免除の記録となっていることについて、「55年より少し前に夫の経営していた会社が連鎖倒産にあつて保険料を払っていない時期があつた。その頃、A区の集金人に保険料を納付できないのであれば免除申請をした方がよいと言われて免除の手続をした。」と述べており、また、前述の53年7月から54年3月までの期間の前後の期間に係る夫婦の保険料の納付記録は、共に未納となっていることが確認できる。これらのことから、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人が、経済的に厳しい状況の中で、夫についてのみ同一期間に係る保険料を重複して納付したと考えるのは不自然である。

以上のことを踏まえると、申立人が、申立期間②のうち、昭和53年7月から54年3月までの期間に係る夫婦二人分の保険料を納付したと考えるのが自然である。

- 2 一方、申立期間のうち、前述の昭和53年7月から54年3月までの期間を除くその他の申立期間（以下「その他の申立期間」という。）については、当該期間のうち、申立人が自身の保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫の納付記録が未納となっている期間については、申立人の納付記録も未納となっていることが確認できる。その上、その他の申立期間のうち、申立人のみが未納とされている期間についても、オンライン記録と年度別納付状況は一致しており、不自然な点は見られず、前述の53年7月から54年3月までの期間に係る申立人の夫の「重複納付」による還付記録と同様の還付記録も見当たらない。

また、申立人は、その他の申立期間の保険料の納付金額、納付方法及び納付場所の記憶が曖昧であり、申立人の当該期間当時に係る保険料の納付状況を確認することができない。

さらに、申立人のその他の申立期間の回数は19回にのぼり、申立期間の月数

は全体で109か月に及んでいるが、このような多数かつ長期間において、行政側の記録管理に不備があったとは考え難い。

加えて、申立人がその他の申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人がその他の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年7月から54年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月から60年3月まで  
② 平成14年7月から15年3月まで

私の義母は、婚姻後しばらくしてから私の国民年金の加入手続を行い、加入直後に申立期間①の国民年金保険料はまとめて納付してくれ、申立期間②の保険料は私たち夫婦の保険料と一緒に納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、義母が申立人の国民年金の加入手続を行い、その直後に当該期間の国民年金保険料をまとめて納付してくれたと説明しており、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和60年4月頃に払い出され、この払出時点では当該期間の保険料は現年度納付及び過年度納付することが可能であったほか、当該期間直後の同年4月から61年4月に第3号被保険者になるまでの保険料は納付済みであり、申立人の保険料を納付してくれたとする申立人の義母及び義父の当該期間の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人の義母が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、義母が、申立人及びその夫の当該期間の保険料として納付したとする金額は当該期間の二人分の保険料額と大きく相違するほか、義母が、申立人の保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫の当該期間の保険料は未納であるなど、申立人の義母が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から60年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 6 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から同年 6 月まで  
私は、市役所で国民年金の再加入手続を行い国民年金保険料を納付していた。  
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は申立期間後の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、国民年金の再加入手続の際に市職員から 2 年間の保険料を 3 か月ずつ納付するように説明を受け、納入通知書と別に納付書が何枚か送られてきて、納付書に記載された納付期限内に保険料を納付していたと具体的に説明しているほか、申立人の所持する「国民年金保険料納付のお知らせ」には、過年度納付が可能な昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月までの 24 か月分についての保険料額及び納付期限が記載されており、申立期間の保険料を過年度納付することができる同年 7 月までの間に申立人に案内されたものと推認できるほか、申立期間直後の 61 年 7 月から 63 年 3 月までの 21 か月分の保険料は過年度納付されていることがオンライン記録で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 12998

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年1月から54年3月まで  
私の妻は、結婚後、私たち夫婦の国民年金保険料と一緒に納付書で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は15か月で、申立人は申立期間を除き国民年金保険料を全て納付しており、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間前の昭和40年8月に払い出され、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったほか、申立人の妻が夫婦二人分の保険料を納付していたとする納付方法は、当時、申立人が居住していた区の保険料の収納方法と合致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 12999

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から54年3月まで  
私は、結婚後、私たち夫婦の国民年金保険料を一緒に納付書で納付していた。  
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は15か月で、申立人は申立期間を除き国民年金保険料を全て納付しており、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間前の昭和38年3月に払い出され、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったほか、申立人が夫婦二人分の保険料を納付していたとする納付方法は、当時、申立人が居住していた区の保険料の収納方法と合致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和 33 年 8 月 26 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 1 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 8 月 26 日から同年 9 月 5 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出されたA社の「辞令」及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和 33 年 8 月 26 日にA社B所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和 33 年 9 月の社会保険事務所（当時）の記録から、1 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の役員等にも確認できず、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、それぞれ 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 6 月 27 日  
② 平成 19 年 6 月 19 日

A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。B 社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B 社から提出された申立人に係る支給控除項目一覧表及び個人別賃金台帳により、申立人は、申立期間に A 社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①の賞与支払年月日については、B 社は平成 15 年 6 月 23 日に賞与を支給したとして、23 年 10 月 11 日付けで年金事務所に事後訂正の届出を行っているが、同社が加入する C 健康保険組合において当該期間に係る賞与支払年月日は 15 年 6 月 27 日とされていることから、同日に訂正することが相当である。

また、申立期間の標準賞与額については、上記支給控除項目一覧表及び個人別賃金台帳において確認できる保険料控除額から、それぞれ 150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届

出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 6 月 19 日

A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。B 社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B 社から提出された申立人に係る個人別賃金台帳により、申立人は、申立期間に A 社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記個人別賃金台帳において確認できる保険料控除額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年12月31日から5年1月22日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成5年1月22日であると認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月1日から5年1月22日まで  
A社に勤務した期間のうち、平成4年12月31日から5年1月22日までの期間において厚生年金保険の加入記録が無く、また、申立期間の標準報酬月額が実際の報酬と比べ低いので、それぞれ正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人は、A社に昭和60年10月21日から平成5年1月21日まで勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年1月22日（当初は、平成5年1月1日）より後の同年1月28日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、11万円に遡及減額訂正された上、被保険者資格喪失日を4年12月31日に遡及処理されたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人と同様、平成5年1月28日付けで標準報酬月額が遡及減額訂正された上、資格喪失日を4年12月31日に遡及処理された従業員を複数確認することができる。

なお、A社に係る商業登記簿謄本によると、上記処理日である平成5年1月28日において、同社は法人事業所であることが確認できることから、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

ところで、上記商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間並びに上記標準報酬月額の遡及訂正処理及び資格喪失日の遡及処理時においてA社の取締役であることが確認

できる。しかし、複数の従業員は、「申立人は専務であったが営業や企画を担当しており、社会保険事務は担当していなかった。社会保険事務の権限を有していた者は社長であった。」旨供述していることから、申立人は、上記標準報酬月額の変及減額訂正処理及び資格喪失日の変及処理に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立人の標準報酬月額及び資格喪失日を遡って処理する合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日を雇用保険の加入記録により確認できる離職日の翌日である平成5年1月22日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和38年3月30日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日にかかる記録を同年3月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間①のうち、昭和38年4月1日から同年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額を2万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人は、申立期間②のうち、昭和46年4月21日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を46年4月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②のうち、昭和46年5月1日から47年3月21日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額を、46年5月から同年9月までは7万6,000円、同年10月から47年2月までは8万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社における資格取得日に係る記録を昭和58年8月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年3月30日から同年10月1日まで  
② 昭和46年4月21日から47年3月21日まで  
③ 昭和58年8月31日から同年9月1日まで

A社、B社及びC社に勤務していた期間のうち、それぞれ入社月の厚生年金保険の加入記録が無く、また、A社及びB社における加入期間のうち、A社については昭和38年4月から同年9月までの期間、B社については46年5月から47年2月までの期間の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。給与明細書を提出するので、調査の上、それぞれ正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和38年3月30日から同年4月1日までの期間について、申立人から提出された同年4月分から同年10月分までの給与明細書により、申立人は同年3月30日からA社に勤務し、同年3月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和38年3月の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、1万8,000円とすることが妥当である。

さらに、申立人は申立期間①のうち、昭和38年4月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、認定すべき額がオンライン記録の標準報酬月額を上回る場合に記録の訂正を行う必要がある。

したがって、当該期間の標準報酬月額は、申立人から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額（2万円）が、オンライン記録の標準報酬月額（1万8,000円）を上回ることから、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡しているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの被保険者資格の取得日及び給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除

額に見合う報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②のうち、昭和46年4月21日から同年5月1日までの期間について、申立人から提出された同年5月分から47年3月分までの給与明細書により、申立人は46年4月21日からB社に勤務し、同年4月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和46年4月の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、7万6,000円とすることが妥当である。

さらに、申立人は、申立期間②のうち、昭和46年5月から47年2月までの期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、46年5月から同年11月まで並びに47年1月及び同年2月の標準報酬月額は、申立人から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額（46年5月から同年9月までは7万6,000円、同年10月、同年11月、47年1月及び同年2月は8万円）が、オンライン記録の標準報酬月額（46年5月から同年9月までは4万5,000円、同年10月、同年11月、47年1月及び同年2月までは4万8,000円）を上回ることから、46年5月から同年9月までは7万6,000円、同年10月同年11月、47年1月及び同年2月は8万円とすることが妥当である。

一方、昭和46年12月の標準報酬月額について、申立人は保険料控除額を確認できる資料を保有していないものの、申立人から提出された当該期間の前後の期間における給与明細書で確認できる保険料控除額及び報酬月額により、当該期間も標準報酬月額8万円に基づく厚生年金保険料が控除されていたと認められることから、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとして判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの被保険者資格の取得日及び給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立人から提出された給与明細書及び辞令から、申立人がC社に勤務し、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、C社は既に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、当時の事業主とは連絡が取れないものの、同社における申立人の厚生年金保険の資格取得日と雇用保険の資格取得日が昭和58年9月1日と一致しており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤っ

て同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格取得日を届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間③に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間においてA社B工場に勤務し、C組合（現在は、D組合）の組合員であったことが認められることから、申立人のC組合員としての資格取得日に係る記録を昭和 55 年4月1日、資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、13 万 7,882 円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社B工場に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同事業所には、申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

E社が保管する申立人の人事履歴から、申立人が申立期間当時、A社B工場に準職員として勤務していたことが確認できる。

また、準職員は、昭和 40 年 11 月以降、C組合員とする取扱いであったことから、申立期間当時においても、申立人はC組合の組合員であったことが認められる。

さらに、申立人の同僚二人に照会したところ、申立人とはA社の教育研修機関であったF学園からの同期生であり、昭和 55 年 4 月に一緒に入社し、申立期間中は同じ寮から毎日職場へ通っていた旨の回答があった。

加えて、C組合員であった期間は、平成 9 年 4 月 1 日から厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 8 年法律第 82 号）附則第 5 条の規定により厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされることから、申立人のC組合員としての記録を追加し、資格取得日に係る記録を昭和 55 年 4 月 1 日、資格喪失日に係る記録を同年 6 月 1 日に訂正することが必要である。

なお、共済年金制度では、昭和 61 年 3 月以前の標準報酬月額は、国家公務員等共済

組合法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 105 号）附則第 9 条の規定により計算することとされており、申立人は、同法の適用対象となる期間として、申立期間以外に 57 年 6 月 1 日から 61 年 4 月 1 日までの共済組合員期間（標準報酬月額：13 万 8,317 円）を有している。このことから、申立期間における申立人の俸給及び上記共済組合員期間に係る標準報酬月額を基に同条に規定された計算方法により、標準報酬月額を計算すると、申立期間（2 か月）の標準報酬月額は 12 万 7,881 円となり、この標準報酬月額と上記 46 か月の標準報酬月額とを案分すると、申立期間及び 57 年 6 月 1 日から 61 年 4 月 1 日までの共済組合員期間の標準報酬月額については、13 万 7,882 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和53年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年1月31日から同年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社B営業所から同社C営業所への異動はあったが継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された人事記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和53年2月1日に同社B営業所から同社C営業所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和52年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の資格喪失日を誤って昭和53年1月31日として届け出たことを認めており、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和20年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を200円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年11月1日から同年12月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和5年頃に入社し、41年に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社において厚生年金保険の加入記録が確認できる複数の従業員の供述により、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、A社は、上記の勤務実態から、申立人は申立期間に厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料を控除していたと思われるとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和20年12月の社会保険事務所(当時)の記録から、200円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かにつ

いては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成元年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月28日から同年3月1日まで

B社から関連会社のA社に出向していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間はA社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出のあった人事記録により、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（平成元年3月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成元年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付していないと思われるとしており、また、事業主が資格喪失日を平成元年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を申立人に係る資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和51年10月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を、同年10月は5万2,000円、同年11月から52年3月までは8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②のうち、昭和60年12月21日から61年1月20日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社（現在は、D社）における資格取得日に係る記録を60年12月21日、資格喪失日に係る記録を61年1月20日とし、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立人は、申立期間③のうち、平成2年4月16日から同年5月15日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のE社における資格取得日に係る記録を同年4月16日、資格喪失日に係る記録を同年5月15日とし、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和51年10月1日から52年4月16日まで  
② 昭和60年12月16日から61年2月15日まで  
③ 平成2年4月16日から同年6月20日まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①、C社に勤務した申立期間②及びE社に勤務した申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。給与明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、B社は、申立人が保有する給与明細書は、A社において申立期間①当時に使用していたものであり、申立人を申立期間①において雇用していたとしていることから、申立人は、申立期間①において同社に勤務していたことが推認できる。

また、上記の給与明細書により、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、上記の給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、昭和51年10月は5万2,000円、同年11月から52年3月までは8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、申立期間①に係る保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人の申立期間①に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、D社は、申立人が保有する給与明細書は、C社において申立期間②当時に使用していたものであり、申立人を申立期間②において雇用していたとしていることから、申立人は、申立期間②において同社に勤務していたことが推認できる。

また、上記の給与明細書により、申立人は、申立期間②のうち、昭和60年12月21日から61年1月20日までの期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、20万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したとしているものの、C社に係る事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行してい

ないと認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和60年12月16日から同年12月21日までの期間及び61年1月20日から同年2月15日までの期間については、上記のとおり、申立人が当該期間もC社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記の給与明細書により、申立人は、当該期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

これらの事実、これまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 申立期間③について、E社は、申立人が保有する給与明細書は、同社において申立期間③当時に使用していたものであり、申立人を申立期間③において雇用していたとすることから、申立人は、申立期間③において同社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人が保有するE社に係る給与明細書により、申立人は、申立期間③のうち、平成2年4月16日から同年5月15日までの期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、24万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているものの、E社に係るオンライン記録の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成2年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③のうち、平成2年5月15日から同年6月20日までの期間について、上記のとおり、申立人が当該期間もE社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記の給与明細書により、申立人は、当該期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

これらの事実、これまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成6年10月は53万円、同年11月から10年7月までは59万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月1日から10年8月1日まで  
ねんきん定期便によると、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が11万8,000円とされており、実際に受け取っていた給与額に見合う標準報酬月額になっていない。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、平成6年10月は53万円、同年11月から10年3月までは59万円と記録されていたところ、同年4月23日付けで、6年10月に遡って11万8,000円に減額訂正されている。そして、10年4月以降の標準報酬月額は、同年9月に、同年8月からの標準報酬月額を59万円とする変更が行われるまでは、当該減額訂正により11万8,000円とされている。また、申立期間当時、同社に勤務していた申立人以外の役員3名及び従業員21名についても、申立人と同様に、同年4月23日付けで標準報酬月額の減額訂正が行われている。

一方、A社に係る滞納処分票によると、上記減額訂正が行われた当時、同社は、社会保険料を滞納しており、社会保険事務所の担当者から再三納付について指導を受けていたことが確認でき、社会保険料の支払に苦慮していたことがうかがえる。

また、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人は、申立期間において同社の取締役であったことが確認できる。

しかし、雇用保険の記録によると、申立人は、申立期間において、雇用保険の被保険者となっており、従業員としての身分でA社に勤務していたことがうかがえる上、同社の元

役員が、「申立人は、編集担当の取締役で、当該減額訂正処理について知らされていなかったと思う。知っていたのは、オーナー及び代表取締役であり、多分、総務部長も知っていたかもしれない。」と供述していることから、申立人が当該標準報酬月額減額訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該減額訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。このため、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成6年10月は53万円、同年11月から10年7月までは59万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和51年3月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月11日から同年4月1日まで

昭和42年8月1日にA社に入社し、46年4月1日から同社B支所に勤務していたが、51年3月の人事異動で同社C営業所に勤務することとなった。しかし、同社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにA社から旅行部門の業務を承継したD社から提出された申立人の「社員経歴台帳」及び「給与台帳兼所得税源泉徴収簿」から判断すると、申立人は、昭和42年からA社に継続して勤務し（昭和51年3月11日に同社B支所から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、D社は、「当社が保有するA社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書に記載された申立人の資格取得日について、本来、昭和51年3月11日と届出すべきところを、同年4月1日と誤って記入したと思われる。」としている。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、給与台帳兼所得税源泉徴収簿において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、上記のとおり、申立人の資格取得日を誤って昭和51年4月1日として届け出

たことを認めており、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年3月1日から6年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、5年3月から同年9月までは28万円、同年10月から6年9月までは30万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成6年10月1日から8年9月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月1日から8年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成5年3月から6年9月までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、5年3月から同年9月までは28万円、同年10月は30万円と記録されていたところ、同年11月4日付けで同年10月の定時決定が取り消され、同年3月に遡及して8万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立期間当時に在籍していた申立人を除く従業員34名の標準報酬月額についても、申立人と同様に平成5年11月4日付けで同年10月の定時決定が取り消され、同年3月に遡及して8万円に減額訂正されていることが確認できる。

さらに、A社における申立期間当時の事業主は、「経営は専務に任せていた。申立期間当時、会社の経営が厳しく、保険料の滞納もあったので、社会保険を脱退するよ

うに専務に言ったが、専務から社会保険事務所の職員に、最低の標準報酬月額で加入を継続し、事業が復活したら正常に戻せばいいと勧められたと説明され、また、専務から社会保険を脱退すると、社員が退職したり、社員の採用に困ることになったりするので、社会保険事務所の指示どおりにしたいと言われ、黙認した。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、平成5年11月4日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものととは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成5年3月から6年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、5年3月から同年9月までは28万円、同年10月から6年9月までは30万円に訂正することが必要である。

2 申立期間のうち、平成6年10月から8年8月までの期間について、オンライン記録によると、6年10月の定時決定による標準報酬月額は8万6,000円（同年11月からは法改正により9万2,000円）、7年10月の定時決定による標準報酬月額は9万2,000円と記録されており、いずれも適切な時期に記録されており、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えないところ、6年10月及び7年10月の定時決定時における全ての従業員が、ほぼ下限額の標準報酬月額となっており、このことは、上記事業主の回答と符合している。

また、申立人は、当該期間に係る給与支給額及び保険料控除額を確認できる資料を保有していないが、申立人と同様に標準報酬月額の遡及訂正処理が行われた元従業員が保有する当該期間に係る給料明細書から確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高いことが確認できる。

さらに、オンライン記録により、上記元従業員の減額訂正前の標準報酬月額は36万円、平成9年9月からの標準報酬月額は38万円と確認できるところ、上記給料明細書で確認できる報酬月額及び保険料控除額は、ほとんどの月が36万円又は38万円の標準報酬月額に見合うものとなっていることから、申立人についても、当該期間に少なくとも申立期間前後の標準報酬月額である30万円の給与が支給され、同額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、平成6年10月から8年8月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の資料が無く不明としているが、同僚の給料明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け

出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められ、かつ、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日は、23年5月31日であると認められることから、申立人の同社における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和19年10月から21年3月までは100円、同年4月から23年4月までは300円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から23年6月1日まで  
生前、亡くなった夫から、A社に勤務していたと聞いていたのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしい。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和19年10月1日から23年5月31日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録について、同社に係る事業所別被保険者名簿によると、資格取得日は19年10月1日とされ、同年10月の標準報酬月額が記載されているものの、資格喪失日が記載されておらず、当該記録は、申立人の基礎年金番号に統合されていないことが確認できる。

また、上記被保険者名簿の備考欄に「應召」と記載されている従業員が、申立人を含め40名確認できるが、そのうち26名の従業員は、資格喪失日が記載されていない上、資格喪失日が記載されている従業員1名は厚生年金保険被保険者台帳に資格喪失日が記載されていない。

さらに、上記被保険者名簿の資格喪失日とオンライン記録の資格喪失日が相違する従業員が1名確認できることからA社について、社会保険事務所における年金記録の管理は適切に行われていなかったものと認められる。

一方、申立人から提出のあった履歴書及び引揚証明書の記録（昭和18年1月10日入隊、23年9月19日復員）は、C県D部E局F課から提出のあった軍歴履歴書と一致しており、申立期間は、全て兵役のため休職していたことが確認できる。

また、A社は、昭和18年1月10日から徴兵されていた申立人を同社の厚生年金保険の新規適用時（昭和19年6月1日）に資格取得させており、申立期間は全て兵役中であったことから、申立人の身分及び職務等に変更があったとは考え難く、同社が適用事業所でなくなった日（昭和23年5月31日）より前に同社における被保険者資格を喪失させる特段の事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA社において昭和19年10月1日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められ、かつ、申立人の同社における資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である23年5月31日であることが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿で確認できる標準報酬等級の記録から、昭和19年10月から21年3月までは100円、同年4月から23年4月までは300円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、昭和23年5月31日から同年6月1日までの期間について、A社は同社に係る被保険者証番号決定簿に「昭和23年5月31日全喪 Gへ」と記載されているところ、同社G工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同工場は同年10月1日に適用事業所となったことが確認できることから、当該期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社G工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の氏名を確認することができない。

さらに、A社の承継会社であるB社の事業主は、「当該期間当時の資料が残っていないため、申立人の勤務及び保険料控除について不明である。」旨回答していることから、申立人の勤務状況及び保険料控除について確認することができない。

加えて、A社の従業員10名に照会したところ、当該期間における社会保険の取扱いを記憶している者はおらず、事務担当者と思われる従業員からも回答を得ることができないため、申立人の勤務状況及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を平成15年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月1日から同年5月1日まで

平成15年4月1日にA社に移籍したが、当該事業所の厚生年金保険の新規適用手続が遅れたため、資格取得日が同年5月1日となってしまう、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も保険料を控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B社から提出された「社員別支給控除項目一覧表」及び雇用契約書から、申立人は申立期間についてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社は平成15年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていない。

しかしながら、商業登記簿謄本では、A社は、平成2年6月29日に法人事業所として登記が行われている上、雇用契約書により申立人が15年4月1日から在籍していたことが確認できることから、申立期間について、厚生年金保険法で定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合

う標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記社員別支給控除項目一覧表において確認できる報酬月額から、50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間において、A社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、A社C本部）における資格喪失日に係る記録を昭和26年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年6月1日から同年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社本社から提出された証明書には、昭和15年3月25日から43年9月30日まで同社に在籍していたことが記載されており、申立期間を含んで継続勤務しているので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社本社から提出された証明書及び経歴書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和26年7月1日にA社B支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和26年5月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果、それぞれ150万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、それぞれ訂正前の111万7,000円とされている。しかし、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、それぞれ150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年6月8日  
② 平成20年6月10日

A社における被保険者期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額が、保険料控除額に見合う標準賞与額と相違していた。同社は、年金事務所に対し、事後訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、訂正後の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳兼源泉徴収簿により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳兼源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、それぞれ150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果 150 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 25 万 5,000 円とされている。しかし、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（150 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 6 月 9 日

A社における被保険者期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額が、保険料控除額に見合う標準賞与額と相違していた。同社は、年金事務所に対し、事後訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、訂正後の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳兼源泉徴収簿により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳兼源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果 150 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 130 万 9,000 円とされている。しかし、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（150 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 6 月 9 日

A社における被保険者期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額が、保険料控除額に見合う標準賞与額と相違していた。同社は、年金事務所に対し、事後訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、訂正後の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳兼源泉徴収簿により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳兼源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果 150 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 10 万 2,000 円とされている。しかし、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（150 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 6 月 9 日

A社における被保険者期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額が、保険料控除額に見合う標準賞与額と相違していた。同社は、年金事務所に対し、事後訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、訂正後の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳兼源泉徴収簿により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳兼源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果 150 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 25 万 5,000 円とされている。しかし、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（150 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 6 月 9 日

A社における被保険者期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額が、保険料控除額に見合う標準賞与額と相違していた。同社は、年金事務所に対し、事後訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、訂正後の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳兼源泉徴収簿により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳兼源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果150万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の77万4,000円とされている。しかし、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月8日

A社における被保険者期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額が、保険料控除額に見合う標準賞与額と相違していた。同社は、年金事務所に対し、事後訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、訂正後の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳兼源泉徴収簿により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳兼源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果150万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の25万5,000円とされている。しかし、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月9日

A社における被保険者期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額が、保険料控除額に見合う標準賞与額と相違していた。同社は、年金事務所に対し、事後訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、訂正後の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳兼源泉徴収簿により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳兼源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果 150 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 25 万 5,000 円とされている。しかし、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（150 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 6 月 9 日

A社における被保険者期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額が、保険料控除額に見合う標準賞与額と相違していた。同社は、年金事務所に対し、事後訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、訂正後の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳兼源泉徴収簿により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳兼源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果 150 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 25 万 5,000 円とされている。しかし、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（150 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 6 月 9 日

A社における被保険者期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額が、保険料控除額に見合う標準賞与額と相違していた。同社は、年金事務所に対し、事後訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、訂正後の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳兼源泉徴収簿により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳兼源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果 150 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 25 万 5,000 円とされている。しかし、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（150 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 6 月 9 日

A社における被保険者期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額が、保険料控除額に見合う標準賞与額と相違していた。同社は、年金事務所に対し、事後訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、訂正後の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳兼源泉徴収簿により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳兼源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果150万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の25万5,000円とされている。しかし、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月9日

A社における被保険者期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額が、保険料控除額に見合う標準賞与額と相違していた。同社は、年金事務所に対し、事後訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、訂正後の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳兼源泉徴収簿により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳兼源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年5月までの期間及び51年10月から52年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年4月から49年5月まで  
② 昭和51年10月から52年9月まで

私の母は、昭和48年4月頃に私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれていた。また、母は、51年10月頃に私の厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、申立期間②の保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続きを行い申立期間の保険料を納付していたとする母親は、申立人の保険料の納付時期、納付場所、納付期間、納付額及び納付頻度に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成2年9月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は、現在所持する上記手帳記号番号が記載された年金手帳以外の年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年3月及び5年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年3月  
② 平成5年7月

私の妻は、私の国民年金の任意加入手続と、妻の第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続を行い、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を納付したはずである。妻の申立期間の保険料が納付済みとなっているのに、私の申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の任意加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人によれば、申立人の任意加入手続及び保険料の納付をしたとする妻は、任意加入手続及び保険料の納付に関する記憶が曖昧であること、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人は現在所持する厚生年金保険の記号番号のみが記載された年金手帳のほかに年金手帳を所持したことはないと説明しており、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、申立人の60歳到達の前月までの厚生年金保険被保険者期間は老齢基礎年金の受給額が満額となる期間を満たしているため、国民年金に任意加入して保険料を納付する必要性が無いことなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から同年 3 月まで  
私は、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を口座振替で納付したはずである。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、付加保険料は、制度上、過年度納付することができないが、申立期間の定額保険料は過年度納付となる昭和 60 年 7 月 3 日に収納されていることがオンライン記録で確認でき、申立人の預金口座の入出金記録でも定額保険料と同額の金額のみが同年同月同日に出金されている。

また、申立人が申立期間当時に居住していた区は、申立期間当時の国民年金保険料の口座振替日は各期末の翌月 15 日であったと説明しており、昭和 58 年 4 月から 61 年 4 月までの期間の上記入出金記録では当該振替日に保険料が出金されているのは 60 年 10 月 15 日以降となっていることから、申立期間の保険料は口座振替の対象となっていなかったものと考えられるなど、申立人が申立期間の付加保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 12976 (事案 2491 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 8 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月まで

私は、昭和 36 年 4 月頃に母に勧められ、区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。37 年 3 月に婚姻した後は、夫婦二人分の保険料を一緒に集金人に納付しており、元妻だけ単独で納付したことはない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和 37 年 3 月から 42 年 3 月までの期間に係る申立てについては、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、一緒に保険料を納付したとする元妻も申立期間の一部は未納であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないほか、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された 42 年 5 月時点では、当該期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 1 月 8 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して、申立人は、新たな資料として昭和 42 年度及び 45 年 4 月から同年 6 月までの期間に係る保険料の印紙検認記録がある上記手帳記号番号が記載された国民年金手帳及び同年 7 月から同年 9 月までの期間に係る保険料の領収証書の写しを提出しているが、これらは委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、当該期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、今回新たに追加で申立てをした昭和 36 年 4 月から 37 年 2 月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、上記の手帳記号番号払出時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年5月までの期間及び61年6月から平成3年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から50年5月まで  
② 昭和61年6月から平成3年2月まで

私の母は、私が大学を卒業後、厚生年金保険に加入するまでの間は、私の国民年金保険料を納付してくれており、私が海外から帰国してから厚生年金保険に加入するまでの間も保険料を納付してくれていた。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行って来ていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立期間①は、申立人の国民年金手帳の記号番号は当該期間後の昭和53年10月から54年1月頃までに払い出されており、この払出時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、申立人は母親が実家で保険料を納付してくれていたと説明しているが、当該期間のうち49年12月6日までの期間は申立人の住所は実家の住所とは異なっていることが戸籍の附票で確認できるなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間②は、申立人が所持する再交付の印のある年金手帳の「国民年

金の記録」欄には、申立期間前の国民年金被保険者資格の取得日が昭和49年4月1日、喪失日が50年6月10日、次の取得日が53年5月1日、喪失日が53年11月25日、申立期間後の取得日が平成7年2月1日と記載されており、当該期間の得喪記録は記載されていないことから、当該期間は国民年金の未加入期間として管理されていることが確認でき、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成 10 年 1 月から同年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 1 月から同年 5 月まで

私は、厚生年金保険適用事業所を退職後に国民年金への切替手続きを行い、再就職するまでの期間の国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料の納付場所に関する記憶が曖昧であり、申立人が申立期間当時に納付していたとする金額は当時の保険料額と相違する。

また、申立人は厚生年金保険適用事業所を退職後、平成 10 年 1 月頃に国民年金への切替手続きを行い、保険料を納付していたと説明しているが、申立期間直後の同年 6 月 24 日に、申立人に対して「未加入期間国民年金適用勧奨対象者一覧」が作成され、国民年金への加入勧奨が行われたことがオンライン記録で確認でき、この加入勧奨時点では申立人の国民年金への切替手続きは行われておらず保険料を納付することができなかつたほか、申立人は厚生年金保険適用事業所に再就職した後に申立期間の保険料を遡って納付したとする記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 48 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月から 47 年 3 月まで  
② 昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月まで  
③ 昭和 48 年 4 月から同年 12 月まで

私は、結婚後の昭和 42 年頃に、何年か分の国民年金保険料を過年度納付し、それ以後の保険料は現年度納付しており、保険料の免除申請をしたこともない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続の時期、場所及び申立期間の保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、結婚後の昭和 42 年頃に、何年か分の保険料を過年度納付し、それ以後の保険料は現年度納付していたと説明しているが、申立期間③直後の 49 年 1 月から同年 3 月までの保険料は 51 年 4 月 3 日に過年度納付され、49 年 4 月から 54 年 3 月までの保険料は現年度納付されていることが申立人が居住していた市の国民年金被保険者名簿で確認できる一方、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の 49 年 8 月頃に払い出されており、この払出時点では申立期間の大半は、第 2 回特例納付を除き時効により保険料を納付することができない期間であるほか、当該払出時期は第 2 回特例納付の実施期間ではあるが、申立人は特例納付に関する記憶が無く、申立人が申立期間の保険料を納付したとする市では特例納付の保険料収納事務は行っていなかったと説明している。

さらに、申立人は申立期間の保険料を納付書で納付したと説明しているが、上記の市では納付書による現年度保険料の納付は申立期間②直後の昭和 48 年 4 月から開始されており、申立内容と相違する。

加えて、申立人は上記の手帳記号番号が記載された国民年金手帳以外の手帳を所持した記憶は無いと説明するなど、申立期間当時に申立人に別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 61 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 61 年 4 月まで  
私は、会社を退職した後の昭和 59 年 4 月に国民年金に加入し、その後の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間当時に居住していた区で保険料を毎月納付していたと説明しているが、当該区における当時の納付頻度は3か月ごとであり、申立人の説明と相違する。

また、申立人は、昭和 59 年 4 月頃に国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の 63 年 12 月から平成元年 1 月頃までに払い出されており、この払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は現在所持する年金手帳以外に別の手帳を所持していた記憶が無く、申立期間当時に申立人に別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成17年10月から18年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年10月から18年3月まで

私は、学生納付特例期間及び平成15年5月の未納期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料は全て納付しており、申立期間の保険料はまとめて一括で納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は共済組合から申立期間の国民年金への切替手続及び保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は平成17年12月末頃までに申立期間の保険料を一括して納付したと思うと説明しているが、申立人に対して同年同月に初回の国民年金の加入勧奨が行われ、19年8月に最終の勧奨対象者一覧表（未加入期間国民年金適用最終勧奨対象者一覧表）が作成されていることがオンライン記録で確認でき、申立期間は国民年金の未加入期間と記録されており、制度上、保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は申立期間の保険料を当時居住していた住所地の区役所で納付したと説明しているが、申立人が納付したとする時期は、保険料の収納事務が市区町村から国に一元化された14年4月以降であることから、区役所では申立期間の保険料を納付することができなかつたなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年2月までの期間及び42年4月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年2月まで  
② 昭和42年4月から45年3月まで

日本年金機構のインターネットサービス「ねんきんネット」で「私の履歴整理表」を作成したところ、学生期間は国民年金加入と記録されていた。国民年金に加入していた記録となっているのであれば、私の父は、私の学生期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずなので、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続、厚生年金保険から国民年金への切替手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び切替手続を行い保険料を納付していたとする父親から当時の状況を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、申立期間の大半の期間は、父親が居住する市とは別の市及び区に居住していたことが戸籍の附票で確認でき、この期間は、父親が申立人の居住地ではない市において申立人の保険料を納付することはできないほか、申立人の基礎年金番号は申立人が昭和39年3月に厚生年金保険に加入したことにより払い出された記号番号であり、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無いことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

さらに、申立人は自身の国民年金手帳を見たことがないと説明しており、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当

たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立人は、日本年金機構のインターネットサービス「ねんきんネット」における「私の履歴整理表」に問題があるとしているが、年金記録確認第三者委員会は、年金記録の訂正のための調査審議を行うものであり、このような年金記録以外の事項を調査審議することを目的とするものではない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から53年6月までの期間、54年4月から55年3月までの期間、61年4月から同年9月までの期間、62年1月から同年3月までの期間、平成元年9月、同年12月、2年1月、同年3月、同年8月、同年10月、3年3月、4年2月、同年6月、同年11月から5年1月までの期間、同年4月、同年7月から同年9月までの期間、6年1月から同年3月までの期間、同年8月から同年10月までの期間及び同年12月から7年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和14年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和50年4月から53年6月まで  
② 昭和54年4月から55年3月まで  
③ 昭和61年4月から同年9月まで  
④ 昭和62年1月から同年3月まで  
⑤ 平成元年9月  
⑥ 平成元年12月及び2年1月  
⑦ 平成2年3月  
⑧ 平成2年8月  
⑨ 平成2年10月  
⑩ 平成3年3月  
⑪ 平成4年2月  
⑫ 平成4年6月  
⑬ 平成4年11月から5年1月まで  
⑭ 平成5年4月  
⑮ 平成5年7月から同年9月まで  
⑯ 平成6年1月から同年3月まで  
⑰ 平成6年8月から同年10月まで  
⑱ 平成6年12月から7年3月まで

私の妻は、結婚後、いつ頃だったかは定かではないが夫婦一緒に国民年金に加

入して以来、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してきた。夫婦共に未納になっている期間についても、保険料は全て納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の妻は、結婚後、いつ頃だったかは定かではないが夫婦一緒に国民年金に加入して以来、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してきた。」と述べており、国民年金手帳払出一覧表等によると、夫婦の国民年金手帳の記号番号は、昭和43年5月頃に連番で払い出されていることが推認できる。

しかしながら、夫婦の保険料を一緒に納付してきたとする申立人の妻の納付記録は、申立期間の全てにおいて未納となっていることが確認できる。

また、申立人は、「保険料の納付について、全て妻がやってきたので妻に聞いてほしい。」と述べており、申立期間の保険料の納付に関与しておらず、その上、夫婦の保険料を一緒に納付してきたとする申立人の妻は、申立期間に係る保険料の納付金額、納付方法及び納付場所の記憶が曖昧である。

さらに、申立期間の回数は18回にのぼり、申立期間の月数は全体で86か月に及んでいるが、このような多数かつ長期間において、行政側の記録管理に不備があったとは考え難い。

加えて、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から53年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から53年5月まで

私の母は、私がA市で学生として在住していた昭和46年又は47年頃に私の国民年金の加入手続を行った。母は、申立期間を含む46年7月から私が大学院を卒業し就職した56年の春までの期間の私の国民年金保険料を納付してきたはずである。申立期間当時、母は、会社を経営していたのでお金はあった。私は、申立期間当時に住所をよく変えていたので、記録が無くなったものと思われる。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母は、昭和46年又は47年頃に私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してきたはずである。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人が主張する昭和46年又は47年頃よりも後の53年7月に払い出されていることが確認できる。また、申立期間当時、学生の国民年金への加入は任意加入とされており、申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、資格取得年月日欄に「530616」、種別欄に任意加入であることを示す「2」がそれぞれ記載され、53年5月の欄に「新規取得」、同年6月から54年3月までの欄に定額保険料の納付を示す「納」及び付加保険料の納付を示す「付」の印がそれぞれ押されていることが確認できる。これらのことを踏まえると、申立期間は、申立人が国民年金に加入していない期間であることが推認でき、当該加入していない期間は、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は「大学あるいは大学院の時に下宿をよく変えていたので、記録が無くなったものと思われる。」と述べているが、申立人の戸籍の附票によると、申立期間のうち、昭和49年4月以降の申立人の住所が定められていた町村は、B

県C町であり、前述の申立人の手帳記号番号が払い出された町村と一致していることが確認できる。

その上、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い保険料を納付したとする申立人の母親から当時の事情を聴取することができないため、申立期間の保険料の納付状況等を確認することができない。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 2 月から 61 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 2 月から 61 年 9 月まで

私は、勤務していた会社を退職した直後の昭和 59 年 2 月頃に、国民年金の加入手続を行った。私は、加入後の申立期間の国民年金保険料を毎月納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によると、申立期間より後の平成 4 年 9 月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、申立人は、現在、前述の国民年金の手帳記号番号が記載された年金手帳及び厚生年金保険の記号番号が記載され国民年金に関する記載の無い年金手帳以外に年金手帳を所持した記憶が無いことなどから、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことを踏まえると、申立期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、「私は、会社を退職した直後の昭和 59 年 2 月頃、国民年金の加入手続を行った。『手帳記号番号が払い出されたのは、平成 4 年 9 月頃である。』との説明には納得できない。」と主張しているものの、申立人が所持する国民年金の手帳記号番号が記載されている年金手帳には、あらかじめ「平成」の元号が印字されていることから、当該手帳記号番号が平成になるより前の昭和の時期に払い出されていないことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は

見当たらない。

なお、申立人は、「年金手帳には昭和 59 年 2 月 2 日に国民年金番号を作成した記録がある。」と述べているが、当該年月日は、国民年金の被保険者の 20 歳到達や厚生年金保険の被保険者資格の喪失日等を基に国民年金の被保険者資格の取得日が記載されているものであり、実際に国民年金の加入手続を行い保険料の納付を開始した時点を表すものではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 12 月及び 43 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 12 月及び 43 年 1 月

私は、昭和 39 年 11 月に結婚したが、42 年 12 月に会社が倒産したことから、経理の人に将来を考えたら国民年金保険料を納付しておいたほうがよいと言われて、43 年 1 月に国民年金の加入手続を行った。私は、申立期間に係る自身の保険料と私の妻の分を一緒に納付した。しかし、妻の保険料のみが納付済みとされている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 42 年 12 月に会社が倒産したことから、43 年 1 月に国民年金の加入手続を行った。」と述べており、オンライン記録によると、申立人が勤務していた会社は、42 年 12 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、申立人が同日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

しかしながら、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によると、申立人が国民年金の加入手続を行ったと主張する昭和 43 年 1 月よりも後の 46 年 8 月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人の所持する国民年金手帳における被保険者資格を記載する欄には、国民年金の被保険者資格を取得した日として 46 年 8 月 1 日と記載されていることが確認できる。その上、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことを踏まえると、申立期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、「申立期間に係る自身の保険料は、妻の分と一緒に私が納付した。妻の保険料のみが納付済となっているのは納得できない。」と述べている。しかし、申立人の妻に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、昭和 42

年12月の保険料が同年11月16日に、43年1月の保険料が42年12月21日にそれぞれ納付されていることが確認でき、一方、申立人は当該納付日より後の同年12月25日に厚生年金保険の資格を喪失していることから、厚生年金保険の被保険者資格を喪失する前に、申立人に対して国民年金保険料の納付書が作成されたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から61年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月から61年9月まで

私は、昭和56年7月に厚生年金保険適用事業所を退職して婚姻し、しばらくして友人から「夫が自営業の場合には、妻が自分で手続をして国民年金に加入する必要がある。」と教えられ、国民年金の加入手続を行った。その際に、窓口の担当者に「今まで納めていなかった国民年金保険料を一括して納付したい。」との申出を行い、所持していた退職金で一括して納付した。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続の時期及び保険料の納付時期に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成元年1月に払い出されており、この払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、上記の手帳記号番号の払出時点で納付することが可能であった申立期間直後の昭和61年10月から63年3月までの保険料を過年度納付していることがオンライン記録で確認できるほか、申立人は現在所持する年金手帳以外の手帳を所持していた記憶が無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から 52 年 3 月までの期間、55 年 10 月及び同年 11 月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 1 月から 52 年 3 月まで  
② 昭和 55 年 10 月及び同年 11 月

私は、年金記録確認第三者委員会に国民年金記録に係る確認の申立てを行い、その口頭意見陳述の際に国民年金保険料を 2 回、重複納付していたことを知った。年金事務所で自身の国民年金に関する記録を確認したところ、重複納付した保険料は昭和 53 年 5 月と 56 年 4 月に還付されているとのことであったが、保険料の還付手続を行った記憶は無い。

申立期間の保険料が還付済みとされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間に申立人が居住していた区を管轄する社会保険事務所（当時）に保管されていた還付整理簿には、申立人の当該期間の保険料が重複納付されていたことを理由とし、申立人の国民年金手帳の記号番号、氏名、当該期間当時の住所、還付金額、還付事由、還付決定日及び支払日が記載され、その還付金額は当該期間の国民年金保険料額と一致しており、この記載内容に不合理な点は無いか、申立人の特殊台帳に記載されている還付期間、還付金額及び還付決定日は上記整理簿の記載内容とも一致しているなど、申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人の国民年金の特殊台帳には当該期間の保険料が重複納付されていたことを理由として、還付期間、還付金額、還付決定日が記載されており、その還付金額は当該期間の保険料額と一致している。また、申立人は、上記還付決定日の約 5 か月前に他県にある別荘に住所地を移しており、当該特殊台帳には同別荘の住所が記載されているほか、その住所地を所管する市の「年金徴収リスト」では申立人が同住所地に住民登録をしていた昭和 55 年 11 月から 60 年 3 月

までの保険料の大半は現年度納付されていることが確認できるなど、申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月から4年3月まで

私は、平成元年3月に退職した厚生年金保険適用事業所の総務担当者に厚生年金保険から国民年金への切替手続をするようにとアドバイスされ、同年4月に区役所で国民年金の加入手続を行い、1か月ごとに国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、平成元年4月に国民年金の加入手続を行い、1か月ごとに保険料を納付していたと説明しているが、申立人の基礎年金番号は申立期間後の9年1月1日に付番され、申立期間の被保険者資格の取得及び喪失の記録は、10年5月20日に追加されていることがオンライン記録で確認できることから、この記録追加時点まで申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であった。

また、申立人が所持する年金手帳には、厚生年金保険の記号番号は記載されているものの、国民年金手帳の記号番号は記載されておらず、申立人はこの年金手帳以外に別の手帳を所持していた記憶が無いと説明しているほか、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月から50年9月まで

私の母は、私が20歳になった昭和42年\*月頃に私の国民年金の加入手続きを行い44年頃までは区の集金人に、その後60年頃までは自宅に来ていた金融機関職員に国民年金保険料を納付してくれていた。母は、加入当初から両親及び同居の兄夫婦の保険料と一緒に私の保険料を納付してくれていた。

両親及び兄夫婦の申立期間の保険料が納付済みとなっているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続き及び保険料の納付をしていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年10月末時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であり、この払出時点では50年7月以降の保険料を過年度納付することが可能であるが、申立人は、母親から遡って保険料を納付していたことを聞いた記憶は無いほか、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成10年10月から13年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年10月から13年3月まで

私は、平成10年8月に厚生年金保険適用事業所を退職した後に国民年金の加入手続を行ったが、経済的事情で国民年金保険料は納付していなかった。平成12年11月頃に未納期間の保険料の納付を促す通知を受け取った時点では10年8月及び同年9月の保険料は時効のため納付することができなかったが、その後の未納となっていた期間の過年度保険料及び毎月納付する現年度保険料を一緒にそれぞれ1か月分ずつ金融機関で納付していた。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、未納となっていた期間の過年度保険料及び毎月納付する現年度保険料を一緒にそれぞれ1か月分ずつを毎月、金融機関で納付していたと説明しており、申立人は、平成13年度分及び14年度分の過年度保険料を平成15年5月以降おおむね毎月納付するとともに、同年同月以降の現年度保険料を上記過年度保険料と同一日に一緒に納付していることがオンライン記録で確認できる一方、申立期間直後の13年4月から同年6月までの保険料を15年5月に過年度納付した時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、平成12年11月から毎月保険料を納付していたと説明しているが、申立期間当時に申立人が居住していた市が作成した平成12年度及び13年度の「国民年金被保険者収滞納一覧表」の「収納累計額」欄には「0」と記載されており、申立人が平成12年11月から14年3月までの期間の保険料を現年度納付していた記録は確認することができないことなどから、申立人が納付を開始した時期は12年11月頃ではなく、15年5月と考えることが合理的であるなど、申立人が申立期間の保険料

を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から50年3月まで

私の父は、私が大学在学中で20歳となった昭和48年\*月に私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。父から、加入当初からの保険料として2万円か3万円を遡って納付したと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続き及び保険料の納付をしていたとする申立人の父親から申立期間当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和52年1月に払い出されており、この払出時点では申立期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は父親から加入当初からの申立期間の保険料として2万円か3万円を納付していたと聞いていると説明しており、2万円は当該期間の保険料額とおおむね合致するものの、3万円は、申立人が所持している申立期間直後の50年4月から51年3月までの期間及び同年4月から52年3月までの期間の保険料を同年2月21日に納付している2枚の領収証書の合計額と一致しており、当該領収証書の納付時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、昭和49年11月以降に全国的に使用されるようになったオレンジ色の年金手帳以外に、別の手帳を所持していたことはないと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事

情も見当たらないなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年8月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年8月から58年3月まで

私の母は、私が大学在学中で20歳となった頃に市役所から私宛てに送付された国民年金への加入を促す書類を持って加入手続を行い、私が卒業するまでの国民年金保険料を父の預金口座から口座振替で納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び父親の預金口座から保険料の口座振替手続を行ったとする母親は、加入手続の時期、保険料の口座振替手続及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の所持する年金手帳には、国民年金の「初めて上記被保険者となった日」が申立期間後の「平成4年1月1日」と記載されていることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は申立期間当時に大学生であり、国民年金の任意加入適用期間であったことから、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成4年2月から同年7月までの時点では、申立期間に遡って加入し、保険料を納付することはできない。

さらに、母親が申立人と同様に20歳の頃に国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと説明している申立人の妹は、申立人と同様に学生期間は国民年金の未加入期間であることがオンライン記録で確認できるほか、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当た

らない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 13000

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 9 月から 48 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月から 48 年 9 月まで

私は、昭和 42 年頃に市役所で国民年金の加入手続きを行い、加入時点で遡って国民年金保険料をまとめて納付し、加入後は送付された納付書で保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和 42 年頃に市役所で国民年金の加入手続きを行い、加入時点で遡って保険料をまとめて納付し、加入後は送付された納付書で保険料を納付していたと説明しているが、申立人が当時居住していた市の納付書による現年度保険料の収納は 45 年 7 月からであり、当時の納付方法と相違しているほか、申立人は、加入後の保険料の納付場所、納付頻度及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和 51 年 1 月頃に払い出されていることが確認でき、当該払出時点で過年度納付することが可能であった 48 年 10 月以降の保険料は納付済みと記録されている一方、申立期間の保険料は時効により納付することができなかつたほか、申立人は上記手帳記号番号が記載された年金手帳以外に別の手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、昭和 42 年頃に市役所で国民年金の加入手続きを行った際に加入前の期間について 5 年間は遡って納付できると言われ、保険料を 37 年 5 月まで遡って納付したので、申立人が所持する年金手帳の国民年金の「はじめて

被保険者となった日」欄に 37 年 5 月 1 日と記載されたと説明しているが、当該事項は国民年金の被保険者資格を取得した日であり、実際に国民年金の加入手続を行った日や保険料を納付した時点を示すものではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで

私は、厚生年金保険適用事業所を退職後、国民年金は強制加入のため国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。婚姻後は任意加入となったので、何か月かは納付していなかったが、後からまとめて数か月分の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は婚姻前の保険料の納付額及び納付場所に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、婚姻後の昭和 56 年 11 月に払い出されていることが確認でき、当該払出時点で現年度納付が可能であった同年 4 月以降の保険料は納付済みである一方、申立人は婚姻前である申立期間の保険料を過年度納付した記憶は定かでないほか、申立人は上記手帳記号番号が記載された年金手帳以外の手帳を所持していた記憶は無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年3月1日から10年12月31日まで  
② 平成10年12月31日から13年4月1日まで

A社に在職した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額の記録が遡って減額訂正されているので、実際の給与額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。また、申立期間②の厚生年金保険被保険者記録が無いが、同社には平成13年3月まで勤務し給与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額については、当初、59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成10年12月31日）の後の平成11年1月8日付けで、遡って9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、同社の代表取締役就任しており、申立期間①及び上記減額訂正処理日においても同職にあったことが確認できる。

また、申立人は、平成9年頃からA社の経営が悪化しはじめ、国税や社会保険料の支払が滞り、次第に滞納額が増加していく状況において、社会保険事務所（当時）の担当者から滞納保険料について全額精算できる方法があると説明を受け、その書類に印鑑を押した記憶がある旨供述している。

以上のことから、申立人の標準報酬月額減額訂正に係る上記の処理は、A社の厚生年金保険料を含む社会保険料滞納の解消を図ることを目的として行われたものであると考えられ、申立人は、同社の代表取締役として、これら社会保険の届出等に

関する権限及び責任を有しており、申立期間①に係る当該標準報酬月額の変額処理に同意していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録の訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

2 申立期間②について、A社の商業登記簿謄本、申立人の平成12年分確定申告書控え、同社の平成10年分及び11年分法定調書合計表控えから、申立人は、当該期間も同社の代表取締役に就任していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社は、平成11年1月8日の処理にて、10年12月31日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当該処理日と同日に、申立人の健康保険被保険者証が返納された旨記録されているほか、申立期間②において、同社が新たに適用事業所となった事実は見当たらない。

また、上記平成12年分確定申告書控えでは、社会保険料控除欄が空白となっており、厚生年金保険料が控除されていなかったことが確認できる。

さらに、A社において平成10年12月21日まで厚生年金保険の被保険者資格を有していた監査役（平成8年10月9日就任、10年10月8日辞任）及び経理担当者に、申立期間②当時における勤務状況、厚生年金保険適用状況及び保険料控除の実態等について照会を行ったが回答が無く、確認することができなかつた上、同社から委託を受け税務申告書等の作成を行っていた税理士も、当該期間に係る資料を既に処分しており、これらの状況について不明である旨回答している。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）は、当該事業主が厚生年金保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されており、仮に、当該期間に事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたとしても、代表取締役であった申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書の規定に該当する者と認められることから、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から④までについて、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年7月1日から50年7月31日まで  
② 昭和55年4月1日から63年3月31日まで  
③ 昭和63年4月1日から平成13年12月31日まで  
④ 平成14年2月1日から18年3月31日まで

A社に勤務した申立期間①、B社に勤務した申立期間②、C社に勤務した申立期間③及びD社に勤務した申立期間④の厚生年金保険の加入記録が無い。

それぞれの事業所に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間①から④までについて、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、E社の元代表取締役の供述、F省職員生活協同組合の保管資料、G社の商業登記簿謄本及び申立事業所に関する申立人の供述から判断すると、勤務期間は特定できないが、申立人は、申立期間①の頃にG社に勤務していたものと考えられる。

しかし、申立人が勤務していたとするA社又はG社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

なお、G社の商業登記簿謄本によると、平成8年3月\*日付けで、同社は、E社に組織変更し解散と記録されており、オンライン記録から、E社が厚生年金保険の適用事業所となった日は9年8月1日であることが確認できる。

また、G社の当時の事業主は既に死亡しており、E社は平成13年7月\*日に解散している上、6年1月7日付けで就任した元代表取締役（当該事業主の子）は、同社が加入していたH商業組合から、9年8月1日付けで厚生年金保険に強制的に加入させられたが、それ以前の申立期間①における申立人は、被保険者には該当しな

いと思う旨供述している。

さらに、G社は、H職員生活協同組合が保管する資料（「H生協売店配置の変遷」及び同社が当該組合に提出した「中途解約申請書」と題する書面）により、昭和37年5月から平成13年6月15日まで当該組合内に出店していたことが推認できるが、申立期間①における厚生年金保険料の控除等については確認することができなかった。

加えて、A社又はG社に係る申立人の雇用保険の加入記録も存在しない。

- 2 申立期間②について、勤務期間は特定できないが、申立人が申立期間②の頃にB社に勤務していたことは、同社代表取締役の供述及び雇用保険の加入記録（一部期間）から推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は、平成9年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、B社の代表取締役は、「申立人は、在職当時に経理業務を担当しており、会社が厚生年金保険に加入していなかったことを知っていたと思う。」と供述している。

- 3 申立期間③について、C社の商業登記簿謄本により、申立人は、同社成立の日（昭和62年4月15日）に取締役になり、また、平成4年9月1日には、もう一人の代表取締役に就任していることが確認できる。

また、雇用保険の加入記録では、C社における申立人の被保険者期間は、昭和62年4月1日から平成5年6月30日までの期間及び10年10月1日から11年8月31日までの期間とされており、申立期間③の一部期間が含まれている。

しかしながら、C社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、上記商業登記簿謄本に記載されている当初からの代表取締役に、C社における厚生年金保険の適用状況及び保険料控除の事実等について照会を行ったが、回答を得ることができなかった。

- 4 申立期間④について、雇用保険の加入記録では、D社における申立人の被保険者期間は、平成12年4月3日から16年6月30日までの期間とされており、申立期間④の一部期間が含まれている。

しかしながら、D社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、D社の商業登記簿謄本によると、同社は破産のため既に閉鎖されている上、破産管財人となった弁護士は当時の資料を保管しておらず、厚生年金保険の適用や保険料の控除等について不明である旨供述しており、また当該登記簿謄本に記載されている代表取締役に、同社における厚生年金保険の適用状況及び保険料控除の事実等について照会を行ったが、回答を得ることができなかった。

- 5 以上の申立期間①から④までにおけるそれぞれの個別事情に加えて、当委員会では、

本件受付後、各申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認するため、申立人に繰り返し照会を行ったものの、それに対する申立人からの回答は無く、各申立期間当時の当該状況及び周辺事情等を確認することができないことから、現在までに判明している資料等から判断せざるを得ない。

また、申立人は、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる各申立期間に係る給与明細書等の資料を保管していない上、当時の同僚等の氏名も記憶していないことから、申立人の各事業所における勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①から④までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月1日から10年9月30日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額より低くなっている。確認できる資料は無いが、申立期間の給与は47万円と記憶しているので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額については、平成9年5月までが47万円であるところ、同年6月の随時改定により12万6,000円に減額されていることが確認できる。

しかしながら、A社は既に閉鎖しており、同社の元事業主は申立期間当時の資料を保管していない上、申立人も給与明細書等を保有していないことから、申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、オンライン記録から、申立期間当時、A社において厚生年金保険に加入している複数の従業員は、申立人と同様に60歳到達後に標準報酬月額が大幅に減額されていることが確認できる。

このことについて、A社における申立期間当時の複数の総務及び経理の担当者は、60歳の定年を過ぎて継続雇用を希望する従業員の給与及び降給開始時期を事業主の裁量により決める会社の取扱いがあった旨供述している。

さらに、A社が加入していたB厚生年金基金から提出された申立期間の申立人に係る標準報酬月額に関する届書の写しによると、申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と同じく、平成9年6月から12万6,000円と記録されており、加入員資格の喪失時まで変更されていないことが確認できる上、同社が加入していたC健康保険組合からの回答でも、申立人の申立期間における標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

加えて、オンライン記録では、申立人の標準報酬月額が遡って訂正が行われる等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年11月1日から9年10月14日まで  
A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬月額と相違している。当時の給料台帳を提出するので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成8年11月から9年5月までは59万円、同年6月から同年9月までは53万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年10月14日付けで、同年2月及び同年6月の随時改定並びに同年10月の定時決定の記録が取り消され、8年11月に遡って9万2,000円と記録されたことが確認できる。また、申立人が提出した同社の給料台帳から、申立人の申立期間の報酬月額は、44万円から76万円程度であったことが確認できる。

しかし、A社の商業登記簿謄本では、申立人は、標準報酬月額の訂正・取消処理が行われた平成9年10月14日には、同社の代表取締役であったことが確認できる上、申立人は、自身が同社の厚生年金保険手続を担当していたと回答している。

また、A社に係る滞納処分票は確認することができなかったが、申立人は「申立期間当時は、社会保険料の滞納が1年分ぐらいあったと思う。」と供述している。

さらに、申立人は、標準報酬月額の記録の訂正については、自身が、社会保険事務所（当時）の担当者に、滞納している社会保険料について分割して納付することを申し出たが受け入れられず、最終的には標準報酬月額を引き下げることで滞納金額を清算した旨供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月 1 日から 62 年 9 月 16 日まで

A 社（現在は、B 社）に契約社員として勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額より低くなっている。また、申立期間に係る同社の労働時間はシフト制により決められており、報酬月額は 25 万円から 26 万円になるように調整されていた。確認できる資料は保有していないが、調査して申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に契約社員として勤務していた申立期間の報酬月額はシフト制により 25 万円から 26 万円になるように調整されており、標準報酬月額は、その実際の報酬月額に見合う標準報酬月額より低い額であると主張している。

しかし、B 社は申立期間当時の賃金台帳等を保存しておらず、総支給額及び保険料控除額について確認できない旨供述している上、同社が保存している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録（以下「事業所の記録」という。）は、A 社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録（以下「国の記録」という。）と一致していることが確認できる。

また、B 社の総務担当者は、申立人を含む契約社員に係る標準報酬月額について、資格取得時は残業手当を加算せずに届出し、定時決定時には残業手当を加算して届出していたとしているところ、申立人と同日に A 社において厚生年金保険被保険者資格を取得し、申立人と同一業務に従事した従業員 3 人の標準報酬月額に係る事業所の記録及び国の記録は、いずれも申立人と同額（昭和 60 年 7 月 1 日資格取得時 17 万円、61 年 10 月 1 日定時決定時 22 万円）であることが確認できる。

さらに、国の記録には、申立人に係る標準報酬月額の記載内容に不備な点は無く、遡って標準報酬月額の訂正が行われる等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月16日から42年9月1日まで  
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間は、A社の正社員として鮮魚部に所属し、B事業所で仕入れを担当しており、申立期間の給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社は、昭和48年5月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主及び事業主代理人は、既に死亡又は連絡先不明であることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、申立人はA社の鮮魚部に所属し、B事業所で一緒に勤務したとする同僚の姓を記憶しているが、当該同僚の連絡先は不明としていることから、申立期間に同社において厚生年金保険の加入記録が確認できる同姓の従業員一人に、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、当該従業員は、申立人がB事業所で仕入れを担当していたことは記憶しているものの、厚生年金保険の取扱いについては不明であるとしている。

さらに、申立期間にA社の社会保険担当であったとする従業員は、正社員は入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとしているところ、上記の従業員は、申立人が同社の正社員であったかは分からないとしている。

加えて、申立期間にA社において厚生年金保険の加入記録が確認できる従業員のうち、前述の社会保険担当者及び従業員の二人を除き、連絡先の判明した46人に、申立人の申立期間に係る勤務実態及び同社における厚生年金保険の取扱いについて照会したが、

回答のあった 24 人はいずれも不明であるとしていることから、確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 6 月 24 日から 46 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 49 年 11 月 15 日から 50 年 5 月 9 日まで

A社B支店にC職として勤務していた申立期間①及びD社（現在は、E社）に乗務員として勤務した申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額より低く記録されているので、申立期間①及び②の標準報酬月額を、正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額が報酬月額に見合う標準報酬月額よりも低いと申し立てている。

しかし、A社B支店は、申立人に係る昭和 45 年分及び 46 年分の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳を保有しており、当時は翌月控除であったとしているところ、当該資料により確認できる申立期間①の報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、報酬月額及び保険料控除が確認できない 46 年 3 月を除き、オンライン記録の標準報酬月額と比較して、同額又は低額であることが確認できる。

また、申立人のA社B支店に係る厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額の記載内容に不備な点は無く、標準報酬月額が遡って訂正が行われる等の不自然な処理は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 2 申立人は、申立期間②の標準報酬月額が報酬月額に見合う標準報酬月額よりも低いと申し立てている。

しかし、E社は、D社の賃金台帳等の資料を保管していないことから、申立人の申

立期間②に係る給与からの厚生年金保険料控除額について確認することができないとしている。

また、E社が保有する申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」に記載されている標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、同社は、申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料は控除していないとしている。

さらに、D社に係る事業所別被保険者名簿により、申立人と同じ昭和49年11月に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した従業員のうち、連絡先の判明した19人に、申立期間②当時の給与明細書の保管の有無について照会したが、回答のあった9人は、いずれも給与明細書を保管していないとしている。

加えて、上記事業所別被保険者名簿には、申立人に係る標準報酬月額の記載内容に不備な点はなく、標準報酬月額が遡って訂正が行われる等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立期間②における申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料はなく、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年7月1日から23年7月1日まで  
② 昭和26年10月1日から同年12月26日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い。当該期間についても、同社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録によれば、A社において、昭和22年5月1日に厚生年金保険の資格を取得し、同年7月1日に資格を喪失した後、26年12月26日に同社において再度、資格を取得しているところ、同社を一度退職したのは23年6月頃であり、また、同社に再度入社したのは26年10月頃であるので、申立期間①及び②についても同社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、既に適用事業所でなくなっており、また、事業主も連絡先不明であるところ、同社に係る商業登記簿謄本で確認できる有限責任社員2名のうち、連絡の取れた1名は、同社は昭和43年頃に倒産したため、当時の従業員に関する資料を保有していないことから、申立人の同社在籍期間や厚生年金保険料の控除等については確認できないとしている。

また、申立人は、当時のA社における社会保険事務担当者や上司及び同僚の氏名を14名記憶しているところ、連絡の取れた1名の同僚は、申立人が同社に在籍していたことは覚えているが、その勤務期間については記憶に無いとしており、申立期間①及び②において申立人が勤務していたことは確認ができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で申立人と同じ昭和26年12月26日に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる従業員2名のうち、連絡の取れた1名は、同社における在籍期間と厚生年金保険被保険者期間は一致している

と供述している。

なお、申立人は、社会保険事務所（当時）の職員が記したとする申立人の申立期間①及び②を含む厚生年金保険被保険者期間についてのメモ書き（昭和 53 年 9 月 12 日付け）を提出しているが、当該メモ書きには、申立人の署名及び捺印はある一方で、社会保険事務所の職員が記載したことを確認できる記載は無く、記載されているA社以外の4つの厚生年金保険の被保険者期間のうち、2つの期間についても、同社の期間と同様にオンライン記録と一致していないことが確認できる上、オンライン記録で確認できる被保険者期間のうち、3つの被保険者期間について、当該メモ書きに記載が無いことから、当該メモ書きは、社会保険事務所の職員が記載又は確認したものとは認められず、また、その記載内容を確認できる資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年2月1日から31年11月1日まで  
② 昭和32年4月10日から34年10月30日まで

年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、調査をして脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職後、申立人の退職後も同社に勤務していた夫を通じて、脱退手当金の申請手続を同社に依頼したが、受給はしていないと申し立てている。

しかしながら、申立期間に係る脱退手当金は、オンライン記録においては、申立期間①及び②を対象に、昭和35年4月18日に支給決定されたことになっており、また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立期間に係る脱退手当金が支給決定されたとする35年4月18日に近接した同年2月11日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているとともに、申立人が申立期間に勤務したA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、支給も申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和34年10月30日から約5か月後に決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人が脱退手当金を支給されたとする昭和35年当時は、他年金との期間通算制度が無く、厚生年金保険被保険者は、20年以上の被保険者期間が無ければ、年金は受給できなかったのであるから、当時、厚生年金保険被保険者期間が約5年しかない申立人が、当該脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から脱退手当金について聴取しても、受給した記憶が無いというほかに、受給していないことをう

かがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年11月頃から同年12月6日まで  
② 昭和47年1月19日から同年5月1日まで

A社（現在は、B社）に昭和46年11月頃から47年4月30日まで継続勤務していた。日本年金機構の記録においてA社での厚生年金保険被保険者期間が46年12月の1か月だけとなっていることに納得がいかない。申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務及び厚生年金保険料控除を証明するものは所持していないが、A社において申立期間①及び②を含む昭和46年11月頃から47年4月30日まで継続して勤務していた旨を主張している。

しかしながら、オンライン記録及びA社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の同社における厚生年金保険の資格取得日は申立期間①の最終日である昭和46年12月6日、また、資格喪失日は申立期間②の初日である47年1月19日と記録されていることが確認できる。しかも、申立人の同社における雇用保険の資格取得日及び離職日は、当該厚生年金保険の記録と符合している。

また、A社の承継会社であるB社は、当時の資料が残っていないため、申立人の勤務状況や厚生年金保険の取扱いについては不明であるとしている。

さらに、申立人は申立期間①及び②当時の同僚及び上司の名前を記憶していないことから、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間①及び②に同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、申立人を記憶している者がいないことから、これらの者から、申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月1日から同年6月10日まで  
A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。C地方第三者委員会から照会があった同僚とは同期入社だったと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C地方第三者委員会に申立てを行った同僚は、「申立人とは昭和31年3月に同じ高校を卒業し、A社には同年4月に同期で入社した。」と回答し、また、昭和30年4月に、申立人と同様に高校卒業後、新卒入社したとする従業員は、「申立人は、私の1年後に入社し、営業見習として配達をしていた。」旨供述していることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社の総務担当者は、「申立期間当時は、試用期間の取扱いもあり、入社日と厚生年金保険の加入日は同じではない。また、当時の厚生年金保険料の控除が確認できる資料は保有していない。」と回答しており、総務前任者は、「申立期間当時は、入社後3か月程度は試用期間であり、その期間は社会保険に加入させていない。試用期間経過後に社会保険に加入させており、試用期間は、給与から保険料を控除していない。」旨供述している。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、上記従業員も、自身が入社したとする日（昭和30年4月）よりも後の昭和30年7月21日に資格を取得していることが確認できることから、同社においては、入社から一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

さらに、申立人と同様に昭和31年4月1日付けでA社に入社したとする複数の従業員は、上記被保険者名簿によると、同年6月10日に資格取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年8月31日から平成9年6月1日まで  
私が勤務していたA社、B社及びC社は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていないが、給与から保険料が控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社、B社及びC社（以下「C社等」という。）は、商業登記簿謄本により同一の法人であることが確認できるところ、申立期間当時、C社等に勤務していた従業員の供述により、申立人は申立期間にC社等に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は、昭和57年8月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、C社は、平成9年6月1日から厚生年金保険の適用事業所になっていることから、C社等は申立期間に適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立期間当時、上記商業登記簿謄本により、C社等の代表取締役であった2名は、「申立期間当時の保険料控除については、不明である。」旨供述しており、社会保険事務担当者は既に死亡しているため、申立人に係る厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、C社等の従業員は、給与明細書等の保険料控除を確認する資料を保有していないことから、申立期間に給与から厚生年金保険料控除があったことを確認することができない。

加えて、申立人は、上記商業登記簿謄本によると、昭和60年7月1日に取締役就任し、平成4年11月16日から現在まで代表取締役であることが確認できる。

また、上記代表取締役2名は、「申立期間について、会社の実権は申立人が持っていた。」旨供述しているところ、申立人は、「昭和57年8月31日以降については、社会

保険料と消費税の滞納があり対応に苦慮していた。申立期間について、会社の経営を立て直しており、一部期間について、元妻に代表取締役をさせていた。また、平成9年6月前後に会社の経営が安定してきたので、社会保険に再度加入するようになった。」旨を供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

このため、仮に、申立人が申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当することから、記録訂正を行うことはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月12日から58年5月1日まで  
給与収入を多く得たいと思い、A社に転職した。同社での手取りは14万円から16万円はあったのに、標準報酬月額が約半分になっているのは納得いかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額の約半分になっていると申し立てしているところ、申立人と同じ同社分室に勤務し、データ入力に従事していた同僚（標準報酬月額は申立人と同額の8万円）は、「私の給与月額は手取り14万円から16万円で、申立人と同じくらいだと思う。」としている。

また、申立期間前後に厚生年金保険被保険者資格を取得した従業員のうち、申立人と同じA社分室に勤務していたと思われる25人に照会した結果、回答のあった10人は、自身の当時の給与月額について、7人は10万円以上（標準報酬月額は二人が8万円、5人が8万6,000円）、一人は10万円以下（標準報酬月額は8万6,000円）、二人は記憶していないと回答している。

さらに、事業主は、「A社の人事給与処理は、全てB社で行っており、標準報酬月額の設定は、採用時には個々の経験・能力等を勘案し、低い額で決めていた。」と供述している。

加えて、B社において、A社及びB社の両社の給与事務を一括して処理を行っていたとする総務担当責任者は、「従業員の大部分を占めるキーパンチャーの給与は最低保障の基本額と歩合給だった。キーパンチャーの仕事には繁忙期があり、閑散期に控除額が多くならないように配慮し、標準報酬月額は最低保障の基本額で設定し、保険料を控除していた。」と供述していることから、申立人の標準報酬月額についても、ほかの従業員と同様に実際の給与額より低く届出されていたことが推認できる。

また、申立人はその主張する標準報酬月額に基づく保険料控除が確認できる給与支給

明細書等を所持しておらず、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主は、「保険料控除が確認できる人事給与関係資料は、平成21年3月B社の解散とともに破棄された。」と供述しており、申立人に係る賃金台帳等の資料は保存されていないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除額を確認できない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。